

相続を“争族”にしないための情報紙



そうぞくの窓

SOUZOKU NO MADOGUCHI HOKKAIDO BAN

札幌版 vol.60

2023.8

北海道版

発行

円滑相続普及協会

〒060-0063
札幌市中央区南3条西9丁目999-1
ピラ・アベックス札幌狸小路39-5F

TEL 011-688-8166

紛争と向き合う弁護士だから 伝えたい遺言書の大切さ

弁護士法人
リブラ共同法律事務所

代表弁護士 ^{すがわら} ^{まさと} 菅原 仁人さん
弁護士 ^{たかはし} ^{ありん} 高橋 亜林さん

夫婦で運営する法律事務所 出産・子育ても共同で奮闘

リブラ共同法律事務所は、代表弁護士である菅原仁人さんと高橋亜林さんの夫婦を中心に運営しています。東京都出身の菅原さんと遠軽町出身の高橋さんは、司法試験に合格し札幌での司法修習で同じ班になって親しくなり結婚。別の法律事務所で勤務し、菅原さんは2013年に独立して事務所を設立。高橋さんは、妊娠を機に菅原さんの事務所に移籍しました。

弁護士は自分で担当した事件は最後まで受任しなければならないシビアな一面もありますが、出産が近づくと共同受任に切り替えて出産前後を乗り切ったそう。出産直前まで在宅で仕事をしていたという高橋さん。お子さんの誕生後は、二人で初めての子育てに奮闘しながら、仕事との両立を模索したと振り返ります。「分担して保育園へ

の送り迎えをしたり、一度決まった裁判期日は絶対にずらせないので、何かあった時のために二人で同じ日には入れないなど工夫していましたね。その辺りは、普通の共働きの夫婦と変わらないと思います」。

現在は8名の弁護士を擁する弁護士法人として活動。夫婦で同じ事件を担当することはないものの、絶妙なコンビネーションで事務所を運営しています。

人生に影響を及ぼす 相続など家事事件に注力

事務所で特に力を入れているのが、相続や離婚などの家事事件です。「相続や離婚などは、その後の人生に大きな影響を及ぼします。その分、解決すると感謝していただけることが多く、やりがいのある仕事です。



高齢化により相続の相談が増えることも予想され、注力していこうと思いました」と菅原さん。

家族内の紛争は感情による問題が大きいため、話をよく聞くことが大事だと高橋さんは言います。「感情的になることがもめる原因になるため、不満はまず代理人である私たちが吸収し、絶対的な味方であることを示して安心してもらえるよう心掛けています」。ご依頼者本人は自分がどうしたいの

菅原さん・高橋さんのインタビューは裏面に続きます!

相続トラブルの解決事例豊富。
みなさんの地域の法律事務所です。

相続や離婚など家族間のトラブルを数多く解決してきた経験豊富な法律事務所。ご依頼者の絶対的な味方として寄り添い、より良い解決を目指します。相続の生前対策にも力を入れており、不安のない生活に向けて最適な対策を提案いたします。

相続問題の
解決実績多数

所属弁護士8名
(うち女性3名)

札幌駅・新札幌駅
に近い好アクセス



弁護士法人

リブラ共同法律事務所

Libra Kyodo Law Office

相談予約専用TEL **0120-661-760** ●平日9時~18時
※土日祝応相談

札幌駅前本部

札幌市中央区北1条西2丁目1番地
札幌時計台ビル10階

新札幌駅前
オフィス

札幌市厚別区厚別中央1条6丁目
2-15 新札幌センタービル4階



かが分からなくなっている場合も多いので、ベストな解決法を探ってアドバイスしていきます。

相続と離婚で調停まで発展した場合に共通して、調停委員とのコミュニケーションが重要だと二人は言います。調停委員は一般市民の良識を反映させるため法律の専門家でない人も選ばれるため、理解しやすい説明を心掛けると共に、ご依頼者の利益を守るために違うことは違うと伝えることで、



「お陰様で当事務所は開所10周年を迎えました。今後とも皆様のお役に立てるように尽力致します」

良い方向での合意形成へと導きます。

遺留分のトラブルを防ぐ 遺言書は専門家にお任せを

しかし、本当は調停や審判に発展せず円満に解決してほしいというのが、菅原さんと高橋さんの願いです。そのために、ぜひ遺言を活用してほしいと言います。

「相続の紛争で相談された方のほとんどが、『自分たちがもめるとは思っていなかった』と驚かれます。特に、誰が最後まで親の面倒を見たかなど兄弟間でもめることが多く、配偶者など相続人でない人が出てきてこじれる場合もよく見られます」と菅原さん。また、遺言書に多いのが、遺留分(法定相続人に最低限保障される取得分)に関するトラブルです。「例えば、『全財産を〇〇に相続させる』など極端な内容にしてしまうと、紛争になることは目に見えています。これまでの経験をもとに起きる問題を予測

し、相続人が納得できる遺言を提案しています」と高橋さん。また、遺言執行者もそのまま弁護士が担当することで、相続人の戸籍を集めてやり取りするなど煩わしい作業を任せ、法律に則って進めることができます。

数多くの紛争を解決してきた弁護士ならではの遺言作成。「いざ病気になるから作るのは困難なので、ぜひ元気なうちに作りましょう」と二人は呼びかけます。

このような方はご相談を!

- 親の面倒を見ている人、遠方に住む人など兄弟間で状況が違う
- 子どもがいない、連絡を取っていない
- 相続手続きを任せたい

円滑相続普及協会

PRESENTS

相続セミナー&相談会

参加費無料

弁護士が
教える

遺言を作ったから安心というわけではありません。遺留分という相続人の最低限の権利があり、それを争ってもめるケースも多数。争いを避ける遺言書を作成する方法を、相続の実務経験が豊富な弁護士が解説します。希望者には個別無料相談も受け付けます。

争いにならない 遺言書

相続の生前対策で遺言作成を考えている

家族間のもめ事はできるだけ避けたい

相続トラブルに対する不安がある

日時 2023年10月20日(金)
10:00開始

講師 菅原 仁人
弁護士

会場 かでの2.7
(中央区北2西7) 920会議室

定員 15名
セミナー終了後、個別相談を受け付けます。
(予約制・1組30分・先着10名)



お問合せ・お申し込み 円滑相続普及協会

011-688-8166 または 円滑相続普及協会公式LINE

